

2014年3月



葵総合経営センターだより

特 集

- ・『消費税法改正』
- ・『平成25年分 確定申告』について

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 正康

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



牛場塗装
牛場
建一氏
撮影

目次

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 2 「ソニーの二の舞いを踏まない！」 | 8 「採用時の社会保険手続」について |
| 3 「景気回復基調」 | 9 「社会保障制度改革 対応策」 |
| 4 「消費税法改正」 | 10 「ITのキーワードの変遷」 |
| 6 「平成25年分 確定申告」について | 11 「父子関係」 |

ソニーの二の舞を踏まない！

センター代表 杉浦 正康

約2年前の2012年5月号で「『ソニー』は再生できるか？」といういささか大げさなテーマで書かせていただきましたが、その懸念どおりになってしまいました。先日「ソニー1,000億円赤字転落」という大見出しの記事が新聞で一斉に報じられました。前回は電機大手各社が軒並みかつてない危機に見舞われたのですが今回はそれらの電機大手——パナソニック・日立製作所・三菱電機・シャープ・富士通・東芝等々が円安効果などで業績が好調なため大幅黒字を記録している中でソニーだけが大変な赤字を計上することになったわけですからどう考えても戦略を間違えていたと言わざるを得ません。

筆者がその時言ったのは「経営戦略の見直し」だったのですが、当時新社長として抜擢された平井社長はあくまでも7年間赤字を垂れ流してきた「テレビ事業」にこだわり続け、材料の調達方法の変更などで費用を圧縮して黒字化を図る姿勢を強調しておりましたが、それでは多分「再生」出来ないのではないかの懸念を表明したのでした。結局その懸念が現実になってしまい大幅な赤字を計上した今頃やっと「テレビ事業の分社化による子会社としての運用」を決め、「パソコン事業の譲渡による撤退」などの戦略転換とそれに伴い「5,000人の人員削減」というリストラをやることにしたわけです。まさに2年間という貴重な年月と出血を浪費してしまったところでようやく戦略転換の必要性に気付いたという

ことです。

当時の平井新社長は、従来の延長線上で改良を加えれば成功するだろうと考え戦略の見直しの発想がなかったことが致命傷になったとしか言えません。他社がやったようにいち早く不採算分野から安定した需要が見込める事業分野へのシフト替えとそれに伴うリストラなどの戦略転換を図るべきだったのが、2年間のあまりにも高い授業料を払ったところでようやくそれに気づいたということになります。さらに言えば、ソニーの伝統である「胸をときめかすような新製品」を創り出すDNAが残っているとのことでしたがこの2年間にそれらしいことが発揮されたと思わせる製品の発表はついにありませんでした！

ソニーの例は私どもにとってまことに貴重で有効な教訓になります。いくら努力し頑張ったつもりでも戦略が時代の流れにフィットした的確なものでなければ結局成果は期待できないということです。さらにもう一つ私ども中小企業の場合はそれほど経営基盤が強くありませんのでこんなに2年間回り道をしているだけの余裕はありません。うっかりすれば倒産の憂き目にあってしまいます。

ということで、どう努力しても業績が上向きにならないときは「戦略の見直し」—今やっているメインの事業が時流に合っているのかどうかやそのための組織体制を吟味してみることが必要です。思い当たる節があれば早く着手することをおすすめします。

景気回復基調

所長 杉浦 康晴

暦の上では春ですが、まだまだ寒い日が続いています。立春を過ぎた2月8日には関東で記録的な大雪が観測されました。東京の都心でも昭和44年以来、45年ぶりに27センチの積雪を観測し、交通機関でもかなりの混乱がみられました。土曜日ということもあり、行楽へ出かける予定をしていた方や受験生にとっては影響を受けた方も多いことでしょう。雪だから外出を止めて自宅で過ごされた方も多くいらっしゃると思います。

ちょうどタイミング良く、ソチ冬季オリンピックが始まったところでした。この原稿を書いている段階（2/11）では、まだ日本勢のメダル獲得はありませんが、このセンターだよりがお手元に届く頃には、どれくらいのメダル獲得になっているか楽しみです。2月7日から始まったソチ冬季オリンピックは2月23日までの17日間、7競技98種目が実施されますが夏季オリンピックは増減があるものの、前回のロンドンオリンピックでは26競技、302種目ということです。2020年の東京オリンピックが決まってからはオリンピックがより身近に感じるような気がします。スポーツには興味がない方でもオリンピックから学ぶことは多いのではないのでしょうか。「努力」・「感謝」・「絆」などオリンピック選手がよく口にする言葉は我々にも響くものがあります。1人だけで成功するのではなく、多くの支えがあってこそ結果が出るものです。ひとりよがりにならず、チ

ームワークを大事にしたいものだと思っていました。

さて、1月下旬に行われた全国財務局長会議の全局総括判断で経済情勢は「回復しつつある」と示し、2013年7～9月期の「緩やかに回復しつつある」から上方修正しました。その中でも東海は最も改善が進んでいます。主力の自動車生産は、円安を背景に輸出が好調であり、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要も売り上げ増の要因となっています。特に東海では白物家電など個人消費の改善もみられています。まだ景気回復の実感がないうという方も多いですが、顧問先様の中でも徐々に景気回復による好影響を受けはじめたところも増加しています。

先日、トヨタ自動車が2014年3月期通期業績見通しを上方修正したことにより、当期純利益は前回見通しより2300億円増の1兆9000億円となり、過去最高益を更新する見込みです。為替変動によるプラスが大きいものの、地元東海地方が日本経済の牽引役となっているのは喜ばしいことです。そうはいっても、一時的な利益、また為替の影響など外的な要因による利益に一喜一憂しないで済むよう自社の体制を整えていかなければなりません。売上が伸びない時は、経費節減に努めていた企業もそれだけでなく無駄のない経費でいかに売上を伸ばしていくか、好景気だからこそ気がつくこともあるはずです。

消費税法改正

葵総合税理士法人 早川 毅

このたび消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日より消費税率が8%へと引き上げられます。この改正は事業者のみならず一般消費者にも影響を及ぼすものであり、顧問先の皆様に共通するであろう項目についてまとめてみようと思います。（日付については特に断りがない限り平成26年とします。）

1. 施行日前後の取引 ―5%か8%か―

新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、施行日（4月1日）以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます。ですから3月31日までに締結した契約に基づいていても、4月1日以降に資産の譲渡等を行っていれば適用税率は8%となります。

ただ4月1日以降に資産の譲渡等を行っていても、例外的に5%が適用される経過措置が講じられています。誰もが関係あるのが定期券や映画の前売り券です。電車に乗ったり映画を観せたりするサービスの提供が4月1日以降でも、その料金を支払うのが3月31日までであれば税率は5%とされています。また請負契約や賃貸借契約のうち25年9月30日までに締結されたもので一定の要件を充たせば税率は5%のままとされています。

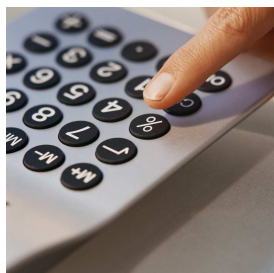
2. リース資産について

所有権移転外ファイナンス・リース取引は原則売買と取り扱われます。そのためリース資産の引渡しが3月31日以前であれば税率は5%のままです。

一方賃借人が賃貸借処理をしている場合には、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間において課税仕入れとする処理（分割控除）が認められています。そもそも所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース資産の譲渡として取り扱われるため、消費税率は譲渡があった時の税率が適用となります。そこで3月31日までに引渡しを受けたリース資産について分割控除をする場合には、4月1日以後の支払いについても5%に基づき行うこととなります。

3. 不動産賃貸契約における賃料と適用税率

25年10月1日以後に契約する賃貸借契約において、次の賃貸料に係る消費税の適用税率はどうなるのでしょうか？



① 当月分（１日～末日）の賃貸料の支払期日を前月末日としている賃貸借契約で、２６年４月分の賃貸料を２６年３月に受領する場合

これは２６年４月分の賃貸料であり、施行日以後である２６年４月分の資産の貸付の対価として受領するものですから、４月末日における税率（８％）が適用されます。

② 当月分の賃貸料の支払期日を翌月末日としている賃貸借契約で、２６年３月分の賃貸料を２６年４月に受領する場合

これは２６年３月分の賃貸料であり、施行日前である２６年３月分の資産の貸付の対価として受領するものですから、３月末日における税率（５％）が適用されます。

４．施行日前後の返品について

販売商品の返品について、例えば、４月中に返品を受けた商品は３月中の販売に対応するものとして処理している場合、２６年４月中の返品について適用される税率は何％でしょうか？

改正法附則１１によれば、３月３１日以前に行った商品の販売について、４月１日以後に商品が返品され、対価の返還等をした場合には、売上に対する対価の返還に係る消費税額の計算は旧消費税法に基づくと規定されています。

つまり上のように合理的な方法により継続して返品等の処理を行っている場合には、事業者が継続している方法により、売上に対する対価の返還に係る消費税額を計算してもよく、５％を適用しても差し支えないということになります。

なお、このように取り扱う場合には、取引当事者間において取り交わす請求書等に適用税率を明記し、取引の相手方は当該請求書等に記載された税率により仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額を計算することとなります。

以上想定される事柄のうち汎用性のありそうなものを選んで書いてみました。しかし取引形態は多種多様であり、実際に４月１日になり出てくる問題もあるのではないのでしょうか。そのような場合も含め不明点がありましたら、税理士法人各担当者までご連絡ください。

「平成25年分 確定申告」について

葵総合税理士法人 都築 将史

平成25年分の確定申告書の受付終了まで約2週間となりました。会社員の方は年末調整で所得税の精算をしているため、基本的には確定申告は不要ですが、所得控除や税額控除の要件に該当する方は、確定申告を行うことで払いすぎた所得税が還付されます。確定申告をしないといけない事例、該当した場合税金が還付される事例をまとめましたので、該当する項目がないか一度ご確認ください。

《給与所得者で確定申告が必要なケース》

- ①給与等の年間収入金額が2,000万円を超える人
- ②1か所から給与等の支払いを受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ③2か所以上から給与等の支払いを受けている人で、源泉徴収はされているが年末調整を受けない従たる給与等の金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額との合計額が20万円を超える人
- ④同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
- ⑤災害減免法で源泉徴収の猶予などを受けた人
- ⑥源泉徴収義務者にあたらぬ者から給与等の支払いを受けている人
- ⑦退職所得を正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる人

《給与所得者で、確定申告をすれば、源泉徴収税額の還付を受けられる場合》

1. 一定額以上の医療費を支出した場合（医療費控除）

1年間に支払った医療費の合計額が10万円を超える部分につき、200万円を限度としてその方の所得金額から差し引くことができます。控除金額の計算式は以下の通りです。

控除額（最大200万円）＝年間医療費合計額－保険等で補填される額－10万円（※1）
（※1）総所得金額等が200万円未満の場合は、総所得金額等の5％

本人の支払った医療費だけでなく、生計を一にしている家族の医療費もまとめて申告することができます。また、医療費控除の認められる医療費の範囲ですが、基本的に治療目的のもの

が認められ、予防・美容目的のものは認められないとお考えください。病院までの公共交通機関による移動費、レーシック手術費、子供の歯の矯正治療費は認められますが、自家用車で通院した場合のガソリン代、疾病等が発見されなかった場合の健康診断費用、美容のための歯列矯正等は認められません。対象となるのか迷った場合はお問い合わせください。

2. 2, 000円を超える寄付をした場合(寄付金控除)

国や地方公共団体、日本赤十字社などの特定公益増進法人に対して寄付をした場合、寄付した金額に応じて一定金額を所得から差し引くことができます。

この他にも学校、政党、認定NPO法人に対する寄付金のうち一定のものも控除の対象となります。寄付をした場合には、その寄付金が控除の対象となるのか寄付した団体などに確認し領収書や証明書等を発行してもらうとよいでしょう。

3. 災害、盗難等により住宅や家財について損害を受けた場合(雑損控除)

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等には、損失金額に応じて一定の金額を所得から差し引くことができます。火災などの人為による災害、台風・地震などの自然災害、シロアリなどの害虫による災害が対象となります。

4. 住宅のローンを組んだ場合(住宅借入金等特別控除)

住宅ローンを組んで住宅を新築・取得又は増改築等をして、平成25年末日までに居住の用に供している方は、一定の要件を満たす場合において、ローン残高に応じた税額控除を受けることができます。平成25年中に入居した場合であれば、ローンの年末残高×1%（最大20万円）を税額から差し引くことができ、10年間控除を受けることができます（※2）。

2年目以降は会社が年末調整で税額控除の手続きをしてくれますので、確定申告が必要となるのは1年目のみとなります。

（※2）耐久性や省エネ性などで一定の要件を満たす認定長期優良住宅や認定低炭素住宅に該当する場合は控除額が最大30万円となります。

5. 年末調整で控除の適用を受け忘れた場合

生命保険や地震保険の控除証明書を年末調整の際に提出し忘れた場合は、確定申告をすれば控除を受けることができます。また、大学生の子供の国民年金保険料、未納となっていた過去の年金保険料で前年中に支払ったものは社会保険料控除の対象となります。忘れやすいですので、一度確認してみてください。

以上、紙面の都合上かなり抜粋して説明しております。ご不明な点や詳しい事をお知りになりたい方は、お気軽に担当者または当事務所までお問い合わせください。



採用時の社会保険手続について

葵労務管理事務所 大野 華恵美

入社時に必要な社会保険の加入手続を、簡単にご説明致します。

1. 雇用保険

原則として、下記①②の条件を満たしている場合に加入となります。ただし、65歳以上の新規採用の従業員は加入できません。

① 1週間の所定労働時間数が、20時間以上であること。

② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

《 手 続 》

雇用保険被保険者資格取得届を作成し、管轄の公共職業安定所へ届出又は郵送します。

原則として、入社した月の翌月10日までに届出をして下さい。

2. 健康保険・厚生年金保険

常時雇用される従業員が加入する健康保険と厚生年金は、ほとんどの場合一括して手続を行うことができます（健康保険が医師国保組合等の場合は除きます）。また、アルバイト・パートタイム従業員も下記①②の条件をともに満たす場合、加入が必要となります。

①労働時間

その従業員の1日または1週間の所定労働時間が、同じ事業所で同じような業務をしている正社員の概ね4分の3以上である場合。

（例）正社員が週40時間勤務

→その従業員が30時間以上勤務の場合に該当。

②労働日数

その従業員の1ヶ月の所定労働日数が、正社員の概ね4分の3以上である場合。

（例）正社員が20日勤務

→その従業員が15日以上勤務の場合に該当。

*但し、この条件に該当しなくても総合的判断で常用的雇用形態と認められると、加入することができる場合もあります。

《 手 続 》

（1）健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届を作成。

① 20歳以上であれば、年金手帳の交付を受けているため、基礎年金番号の記載は可能です。

②標準報酬額の計算の仕方

・月給者→月額の基本給（各固定手当）+
交通費+残業手当の見込み額の合計

・時給者→（1か月の時間数×時給）+
（1日の交通費×平均的な出勤日数）

（2）各都道府県の事務センター又は管轄の年金事務所に郵送します。

原則として、保険取得日から5日以内に提出して下さい。

後日、健康保険被保険者証と標準報酬月額の決定通知書が郵送されます。届出書類に不備が無い場合は、10日程度で保険証の交付があります。

社会保障制度改革 対応策のスタートを

(株) 葵経営コンサルティング 中島 和人

昨年末、現政権によって消費増税と一体的に取り組む社会保障制度改革の手順を定めたプログラム法が成立し、本年以降、法制化とともに施策が実施されます。ご承知の通りこの改革の背景には2025年問題があり、「医療・介護サービスを重点的・効率的に提供することのできる制度をつくりあげること、限りある財源を有効に使い制度の存続性を高めること」を目的としています。この改革の要点は、**「医療・介護サービスの提供体制の見直し」と「医療保険・介護保険制度の見直し」**の2点です。具体策として前者は、病床の機能分化をはかる医療機能の再編や、住み慣れた地域で、医療・介護サービスを継ぎ目なく受けられる仕組みである地域包括ケアシステムの構築があげられ、後者は、負担の在り方を年齢に関係なく経済力のある人により多く負担させる制度に変えていくものです。

この改革は、事業者にとって痛みをともなうものも少なくなく、対応が求められます。そこで、内容について介護分野を中心にポイントを整理したいと思います。

まず、**「医療・介護サービスの提供体制の見直し」**ですが、その改革を担うのは地方自治体とされ、その裁量と権限が今回の改革では、拡大されることとなります。医療では、地域の実情に応じて、都道府県が必要な機能ごとに病床数の配分を決められる仕組みの導入が考えられています。

介護では予防給付の見直しや、地域ケア会議の推進、地域密着型サービスの参入事業者の増加策の設定が考えられています。

予防給付の見直しとは、介護予防給付の訪問介護と通所介護を、内容、報酬等について市町村が決定できる地域支援事業に移行することが考えられています。地域ケア会議の推進とは地域ケア会議を介護保険法に明記し定着、普及をはかることが検討されています。そして地域密着型サービスの参入事業者の増加策とは、市町村が事業所の指定、監督を行う地域密着型サービスについても報酬アップによって参入事業者の増加を目指すことです。これらの**市町村の権限を強化する施策**によって、地域のニーズに合った継ぎ目のない介護サービス提供の仕組み（=地域包括ケアシステム）づくりを期待しています。

「介護保険制度の見直し」については年金収入が単身で280万円以上、夫婦で359万円以上の利用者の自己負担が1割から2割となります。また低所得の介護施設入居者に食費や居住費を補助する「補足給付」についても、一定以上の預貯金がある場合や配偶者の所得を勘案して給付の対象者を見直すこととなります。

今後、常に制度改革のテーマは「給付の重点化・効率化」となると考えられます。よって本年から事業環境が変わることを踏まえた事業戦略の策定、そしてその実践をはかるスタートの年にすべきと考えます。

I T（情報技術）のキーワードの変遷

株式会社コスモシステム 佐藤 修

M I S（経営情報システム）

1960年代後半、企業活動のデータが蓄積されてきたころ、そのデータを加工すれば経営に役立つ情報が得られる、という観点から生まれた概念です。

このころは未だデータベースがなく、多様な切り口でのデータ加工はその都度プログラムの開発が必要であったり、漢字など日本語が使えなかったりで、大量の情報が提供されても意思決定には有効にならないなどの指摘がありました。

D S S（意思決定支援システム）

1970年代後半になると、意思決定者が自ら端末を操作して、コンピュータと対話しながら情報を得られるようになりました。M I S時代の情報の洪水が解決するようになり、この意思決定を支援することを目的とした利用形態をD S Sと言いました。

O A（オフィスオートメーション）

1980年代に入ると、パソコンの16ビット化、日本語対応など、性能・機能が急速に発展し、ビジネスに利用されるようになりました。それまでのコンピュータ利用は汎用コンピュータなどの大型のコンピュータの利用が中心でしたが、パソコンの普及により、情報システム部門以外の人が自分のコンピュータを持つようになり、O Aブームの到来となりました。

S I S（戦略的情報システム）

1980年代後半になると、企業戦略に

「競争」の概念が重視されるようになりました。従来、情報システムは経営者・管理者・担当者などの業務を支援することが目的でしたが、S I Sの概念は業務の支援というよりも、情報システムそのものが企業戦略実現のために利用されるというものでした。

S I Sの有名な例として、アメリカン航空（A A）の座席予約システムがあります。それまで、電話などで予約をしていたのを、A Aは旅行代理店に予約端末を配置してオンラインで直接予約できるようにしました。旅行代理店としては端末からの予約が便利のため、優先的にA Aに予約するようになり、結果A Aの売上が急速に増大したそうです。

ネオダマ

1990年初頭に流行した、企業のコンピュータ導入についての標語です。「ネ」はネットワーク、「オ」はオープンシステム、「ダ」はダウンサイジング、「マ」はマルチメディアのことです。後にネオダマの意味するものは当然の事柄になり、言葉としての目新しさも失われていきました。

「S M A C」はかつての「ネオダマ」になる？「S」はソーシャル、「M」はモバイル、「A」はアナリティクス、「C」はクラウド、と言葉自体は2012年から2013年にかけてのキーワードですが、今年2014年がそれぞれの普及期になると思われます。次号からはそれぞれのキーワードについてお伝えしたいと思います。

父子関係

弁護士 長谷川 留美子

最近、親子鑑定が盛んになっているようです。芸能人の父親がDNA鑑定で自分の子供と父子関係が無いことがわかったと公表して騒がれていました。

民法772条には、妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定する、との規定があります。夫が妻の生んだ子供を自分の子ではないと主張するためには、子供が生まれたことを知ってから1年以内に嫡出否認の訴えを起こさなければ親子関係は無くせません。これらの規定の趣旨は、家庭の平和を維持し、夫婦関係の秘事を公にすることを防ぐとともに、父子関係の早期安定を図ったものです。

しかし、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われていたり、遠隔地に居住して、夫婦関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情がある場合には、この推定はされません。この場合には、夫と子供との間の親子関係が存在しないことを、いつでも誰からでも訴え又は審判で主張することができます。

ところで、先日、性同一性障害のため女性から男性に性別変更した男性(つまり元女性)と結婚した女性が生んだ子供について、その男性の子と推定する、との最高裁判所の判決が出されました。

性同一性障害の元女性が夫の場合、夫と子供との間の血縁関係が存在しないことは明らかです。その意味では、夫婦関係を持つ機会がなかったことが明らかである場合と同様の状

態にあります。

しかし、最高裁判所は、元女性である夫の子と推定することを認めました。その理由をまとめると、

- ① 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(以下「特例法」といいます。)4条1項は、裁判所で性別の変更が認められた者は、民法その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別が変わったものとみなす旨を規定している。
- ② したがって、特例法3条1項の規定に基づいて男性への性別の変更が認められた者は、以後、法令の規定の適用について男性とみなされる。
- ③ そのため、民法の規定に基づいて夫として婚姻することができる。
- ④ さらに、婚姻中にその妻が子を懐胎したときは、同法772条の規定により、その子はその夫の子と推定される。

親子関係は血縁関係がすべてではありません。むやみにDNA鑑定するのは考え物です。

